一般競争（指名競争）入札参加資格審査に係る誓約書

日本赤十字社和歌山医療センター

　院　長　　山　下　　幸　孝　殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　㊞

令和６・７・８年度において、日本赤十字社和歌山医療センターで行われる物品製造、建設工事等にかかる競争に参加する資格審査を申請します。

なお、競争入札参加者の資格に関する公示の「第２　競争入札に参加することができない者」に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の内容が事実に相違しないことを誓約します。

第２　競争入札に参加することができない者

（１）当該契約を締結する能力を有しない者

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（４）次の各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造をその他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

カ　競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者

キ　前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（５）次の各号の一に該当する者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下暴力団という。）と認められる者。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

（６）前三項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。